◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第466号（H30.8.17）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝2件（8月10日～8月16日分）
(1)法人タクシーの酒気帯び事故
(2)法人タクシーの死傷事故
2.トピック
(1)自動車検査証等の有効期間の再伸長について～期間の延長及び対象地域の見直し（広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域）～（新着情報）
(2)「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
(3)自動車事故対策費補助金の申請受付を開始～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
(4)運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～
(5)タクシー事故の更なる削減を目指して！～タクシー事故防止対策検討会を設置し事故削減に効果のある取組を検討～【関東運輸局発】

◇◇◇

上記2件の死傷者数計：死亡1名、重傷0名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

■「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」
日時：10月16日（火）13:00～17:10（11:45受付開始）
場所：東京国際フォーラム・ホールC
詳細・参加申込方法はNASVAのホームページ上で確認ができます（申込は8月10日開始予定）。
http://www.nasva.go.jp

NASVA（自動車事故対策機構）では、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、平成18年の運輸安全マネジメント制度の開始以来、毎年、「NASVA安全マネジメントセミナー」を開催し、多くの皆様からご好評をいただいております。

自動車運送事業における輸送安全に求められる社会的ニーズは多様化し、運輸安全マネジメント制度の運用においても新たな課題が顕在しております。今回のセミナーでは、そのような課題に対応すべく、行政の目から見た、運輸安全マネジメント制度運用上の課題と対応の方向性、運送事業者からは、輸送現場における輸送の安全性向上に係る課題と対応の現状について取組をご紹介することにより、安全文化の醸成、安全管理体制の構築・改善のヒントを提供し、運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図ることができればと考えております。
「特別講演」として、岡本満喜子氏（関西大学社会安全学部准教授）をお招きし、運輸産業におけるさらなる安全性向上の課題について、ご講演をいただきます。
また、国土交通省からの行政報告等の「基調講演」、国土交通省にて実施している運輸安全マネジメント評価の結果、明らかとなった課題とアドバイスについての講演をはじめ、多くの皆様からご要望頂いている自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を昨年に引き続き実施させていただきます。

---

(3)自動車事故対策費補助金の申請受付を開始～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
（配信日：H30.8.3）

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を開始いたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
〇先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_30.html

〇運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html

---

(4)運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～
（配信日：H30.7.27）

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。
これに加え、昨年度から、民間に調査を委託し、一般の利用者として、実際に運行する貸切バスに乗り込んでもらい、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者がいる場合適切に交替しているかなどの法令遵守状況の調査を行っています。今年度においては、調査回数を増やし実施します。
本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000349.html

---

(5)タクシー事故の更なる削減を目指して！～タクシー事故防止対策検討会を設置し事故削減に効果のある取組を検討～【関東運輸局発】
（配信日：H30.7.20）

タクシーの事故については、事故発生件数は減少しているものの、死者数は増減を繰り返しており、「歩行者との事故」や「健康に起因する事故」も後を絶たない状況であるため、平成29年5月、関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課が事務局となり、関東地区ハイヤー・タクシー協議会及び運輸支局の保安担当者を委員とした「タクシー事故防止対策検討会」を設置し、事故防止に効果が期待できる取組を取りまとめました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1807/0719/cs_p180719.pdf

◇◇◇

寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆